

# 食品安全情報（化学物質） No. 16/ 2012 (2012. 08. 08)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

## <注目記事>

### 【EFSA】 EFSA は新興リスク特定プロセスを評価する

欧州食品安全機関（EFSA）の新興リスク（EMRISK）ユニットは、新興リスク特定能力を確立するために EFSA の活動を調整する役割を担ってきた。今回、食品及び飼料の安全性分野における新興リスク特定のためのさらなる発展のため、EFSA がこの分野で実施した作業の概要を見直し、さらに情報及びデータの収集・解析方法を評価することによって得られた貴重な教訓及び提言をまとめた報告書を公表した。

\*ポイント： 新興リスクの特定は、参考にする比重は異なりますが、主に RASFF、メディア、科学文献、貿易及び価格データの情報をもとに判断されています。特定工程は、まず EMRISK ユニットが新興リスク候補となる問題をリスト化し、データ収集などのさらなる対応が必要か、また新興リスクとして該当するのかが検討されます。その後、EMRISK ユニットの支援のための EFSA 内部の専門家グループ（ERIC）によりさらに選別され、最終的には科学委員会（SC）及び担当パネルが新興リスクとして特定し、とるべき対応についての勧告が出されます。本文（p22）の Figure 2 には、2010 年 2 月～2012 年 5 月の間に EMRISK ユニット及び ERIC 等が新興リスクとして検討した問題が示されており、どのような問題が新興リスクとなり得るのかが参考になります。

### 【EFSA】 食事リスク評価のための農薬代謝物の毒性学的意味の評価に関する科学的意見

EFSA の PPR パネル（植物衛生、農薬及び残留に関する科学パネル）は、農薬の代謝物及び分解産物の毒性学的意味を評価するためのアプローチについて検討した。検討にあたり試験動物の利用を最小化する必要性が強調され、毒性学的懸念の閾値（TTC）が適切なスクリーニング手法であるとされた。

\*ポイント： TTC は、低濃度で存在する化合物について、化学構造や毒性データをもとに、この程度なら食品中に存在しても明らかな健康影響はないだろうというレベル（閾値）を設定しようというものです。香料の評価では既に取り入れられている手法です。今回の EFSA の科学的意見を見ると、現時点ではまだ検討段階ですが、TTC は農薬代謝物の今後の評価へ利用されていくのだろうと考えられます。

### 【EFSA】 ビタミン D 及びカルシウムの耐容上限摂取量についての科学的意見を発表

EFSA は、ビタミン D の耐容上限摂取量（UL）について妊婦及び授乳婦を含む成人は 100  $\mu$ g/日、乳児は 25  $\mu$ g/日と設定した。一方、カルシウムの UL については妊婦及び授乳婦を含む成人に以前と同じ 2,500 mg/日を維持するものとした。

\*ポイント： ヒトの健康に必須な元素でも過剰になれば有害な影響がでる可能性があります。「日本人の食事摂取基準」（2010 年版）によると、日本人のビタミン D の UL は妊婦及び授乳婦を含む成人で 50  $\mu$ g/日、乳児は 25  $\mu$ g/日です。カルシウムの UL は、成人で 2.3 g/日ですが、17 歳以下については十分な報告がないとして定められていません。

## 目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

### [【EC】](#)

1. 食品獣医局（FVO）視察報告書
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）
3. RASFF 年次報告書 2011

### [【EFSA】](#)

1. EFSA は新興リスク特定プロセスを評価する
2. ビタミン D の耐容上限摂取量についての科学的意見
3. カルシウムの耐容上限摂取量についての科学的意見
4. エイコサペンタエン酸 (EPA)、ドコサヘキサエン酸 (DHA)、ドコサペンタエン酸 (DPA) の耐容上限摂取量についての科学的意見
5. 食事リスク評価のための農薬代謝物の毒性学的意味の評価に関する科学的意見
6. 新しい暴露評価方法論を採用することによるブチルヒドロキシアニソールの暴露の安全性評価についての声明
7. アスパルテーム：EFSA は追加のデータ募集を開始
8. 飼料添加物関連
9. 食品と接触する物質関連

### [【FSA】](#)

1. FSA の最新研究発表
2. FSA は DMAA を摂取することに対して警告
3. ビタミン D に富むパン酵母について意見募集

### [【MHRA】](#)

1. MHRA は人々に対し危険な可能性のあるスポーツサプリメントについて警告

### [【HSE】](#)

1. 食品や飼料に塩化ベンザルコニウム（BAC）が存在することについての EU ガイドライン採択

### [【FSAI】](#)

1. 警告：未承認新規食品成分を含む Hot Blood 食品サプリメント

### [【FDA】](#)

1. 警告文書（2012 年 7 月 24 日、31 日公表分）
2. 食中毒リスクの高い人向けガイド

### [【EPA】](#)

1. EPA は有害難燃性化学物質の代替品を同定

### [【CFIA】](#)

1. 茶、ソフトドリンク及びコーンシロップの検査結果では消費者に健康リスクはない

### [【FSANZ】](#)

1. 食品基準通知
2. 包装された水に WHO の基準を適用する提案に意見募集

### [【MPI】](#)

1. 輸入ワインの亜硫酸及び表示

### [【香港政府ニュース】](#)

1. 20 食品が安全性検査に不合格
2. 日本産オート麦からセシウムを検出
3. 漢方薬について警告

### [【その他】](#)

- ・食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・(EurekAlert) 母親のヨウ素過剰は新生児の先天性甲状腺機能低下症と関連

- 
- 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

[http://ec.europa.eu/food/food/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm)

## 1. 食品獣医局 (FVO) 視察報告書

- アイルランド 生きた動物及び動物製品の残留物質及び汚染物質のモニタリングの評価

IE Ireland - evaluate the monitoring of residues and contaminants in live animals and animal products

[http://ec.europa.eu/food/fvo/rep\\_details\\_en.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2012-6529](http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2012-6529)

2012年4月16～20日、アイルランドにおける生きた動物及び動物製品の残留物質及び汚染物質の管理状況に関するFVO視察を実施した。概ね規制に従っていたが、ヒツジのトレーサビリティ、フードチェーン情報のチェック体制など一部に脆弱性が指摘された。

## 2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

[http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff\\_portal\\_database\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm)

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2012年第29週～第30週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

\* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過 (例外あり)

\* RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

### 警報通知 (Alert Notifications)

中国産フライ返しからの一級芳香族アミンの溶出 (12.1、11.4 mg/kg)、スペイン産メカジキの水銀 (1.4 mg/kg)、カナダ産馬肉のクレンブテロール (0.0023 mg/kg) 及びフェニルブタゾン (0.0013、0.0015、0.0010 mg/kg)、米国産食品サプリメントのジメチルアミルアミンなど。

### 注意喚起情報 (information for attention)

チュニジア産冷凍エビの表示されていない亜硫酸 (71～106 mg/kg)、スペイン産生鮮チルドマグロ切り身のヒスタミン (>1000、2500、3200、2700、2600、4800、4200、2000、3300、4900 mg/kg)、インド産冷凍むきえびのニトロフラン代謝物フラゾリドン (35 µg/kg)、ポーランド産白サワーキャベツのギ酸 (329.51 mg/kg)、タイ産ドリ안의カルベンダジム (2.2 mg/kg)、インド産オクラのモノクロトホス (1.4 mg/kg)、中国産ピザナイフからのクロムの溶出 (2.7 mg/L)、インド産冷凍生サバのヒスタミン (70、24、504、75、

34、69、29、23、233 mg/kg)、中国産コップからの鉛の溶出 (2.9、3.1、4.8 mg/個)、フランス産シャンパーニュの表示されていない亜硫酸、米国産原料ブルガリア産食品サプリメントの塩化ベンゼトニウム (10900、8800 mg/kg)、イスラエル産インスタントスープの未承認照射、中国産装飾ガラスの縁からのカドミウム (0.26、0.50~0.62 mg/kg) 及び鉛 (3.1、8.02~9.79 mg/kg) の溶出、イラン産冷凍エビの亜硫酸 (274.09 mg/kg)、米国産食品サプリメントのヒ素 (13.4 mg/kg) 及び鉛 (14.4 mg/kg)、スペイン産チルドキハダマグロのヒスタミン (879.4 mg/kg)、モロッコ産サーディンのヒスタミン (541、313、772 mg/kg)、スペイン産チルドマグロ切り身のヒスタミン (430、472、428、754、793、789 mg/kg)、香港産プラスチックスプーンの総溶出量 (0.9、1.4、1.1 mg/kg)、米国産食品サプリメントのジメチルアミルアミンなど。

#### フォローアップ用情報 (information for follow-up)

英国産飼料用硫酸銅のダイオキシン (PCDD + PCDF: 2.52/ PCDD + PCDF + dl-PCB: 2.76 pg WHO TEQ/g)、スペイン及びイタリア製造オランダ経由飼料プレミックスのジデシルジメチルアンモニウム (DDAC) (270、22 g/kg)、ドイツ産シチメンチョウ飼料のラサロシド (5.23 mg/kg)、ベルギー産ウサギ用プレミックス飼料のサリノマイシン、スリランカ産スイスロールのプロピレングリコール (6.6、7.1 g/kg)、中国産へらからのクロムの溶出 (3.95 mg/L)、中国産飼料用カプサンシンのダイオキシン (3.22 pg WHO TEQ/g)、ベルギー産産卵鶏用飼料の銅含量 (75 mg/kg)、チェコ産調理用スプーンからのホルムアルデヒドの溶出 (66.5、62 mg/kg)、オランダ産冷凍ロブスターの亜硫酸 (220.5 mg/kg)、ポーランド産家畜ミネラル飼料のヒ素 (5.9 mg/kg) 及び鉛 (15 mg/kg)、ポーランド産カリフラワーのクロロピリホスなど。

#### 通関拒否通知 (Border Rejections)

マリ産パーム油の Sudan 4 (40 mg/kg)、タイ産ペット用魚のヒ素 (7.0 mg/kg)、中国産電子オーブン用トレイからのニッケル (7.1 mg/kg) 及びマンガン (8.1 mg/kg) の溶出、米国産ソフトドリンクの安息香酸 (324 mg/kg)、米国産シロップの安息香酸 (730 mg/kg)、インド産オクラのアセタミプリド (0.061 mg/kg)、中国産食品サプリメントのシルデナフィール (2.91 mg/個) 及びタダラフィル (0.07 mg/個)、インド産カレーの葉のシペルメトリン (6.9 mg/kg) 及びトリアゾホス (0.55 mg/kg)、インド産カレーの葉のクロロピリホス (0.16 mg/kg)、中国産茶のイミダクロプリド (0.32 mg/kg)、ナイジェリア産茶マメのジクロロボス (1.33 mg/kg)、中国産緑茶のアントラキノン (0.05 mg/kg)、インドネシア産ココアパウダーの鉛 (3.151 mg/kg)、中国産子ども用メラミン食器セットからのホルムアルデヒドの溶出 (42.6 mg/kg)、米国産ソフトドリンクの安息香酸 (205、502 mg/L)、タイ産乾燥トウガラシのトリアゾホス (0.93 mg/kg)、マレーシア産人参コーヒードリンクのアナトー、マリ産パーム油の Sudan 4 (40 mg/kg)、インド産カレーの葉のプロフェノホス (23 mg/kg) ・ トリアゾホス (1.4 mg/kg) ・ ビフェントリン (5.2 mg/kg) ・ プロパルギット (0.094 mg/kg)、エクアドル産冷凍エビの非表示クエン酸 (476 mg/kg) など。

その他アフラトキシン等多数。

### 3. RASFF 年次報告書 2011

RASFF annual report 2011

[http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/docs/rasff\\_annual\\_report\\_2011\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/docs/rasff_annual_report_2011_en.pdf)

2011 年、RASFF には 3,812 件のオリジナル通知があり、うち 635 件は警報通知、573 件はフォローアップ用情報、744 件は注意喚起情報、及び 1,860 件は通関拒否通知であった。これらのオリジナル通知に関連した追加通知は、5,345 件であった。

通知数が多かったのは、農薬では、インド産オクラのアセフェート、トリアゾホス及びモノクロトホス、様々な国のタロ及びヤムイモのカルベンダジム、ベトナム産魚 (pangasius) 切り身などのクロルピリホス、様々な国の果実及び野菜のジメトエート及びオメトエート、トルコ産ペパー及びスペイン産キュウリのホルメタナート、トルコ産有機レンズ豆のグリホサート、ヨルダン産生鮮野菜及びトルコ産生鮮ペパーのプロシミドン、トルコ産生鮮ペパーのテトラジホンなどであった。

重金属では、様々な国のイカ、モロッコ産イワシ、タイ産アンチョビなどのカドミウム、食品と接触する物質からの鉛の溶出、金属製台所用品からのクロム、ニッケル及びマンガンの溶出、捕食魚の水銀などであった。

カビ毒では、アフラトキシン関連が 585 件、オクラトキシン A 関連が 35 件と多かった。アフラトキシンはナッツ・ナッツ製品・種子及び飼料の通知が多く、オクラトキシン A は果実・野菜とハーブ・スパイスが多かった。

フォーカスとしては、飼料中の汚染、食品と接触する物質、ドイツ及びフランスでの大規模アウトブレイクなどの食中毒、東京電力福島第一原子力発電所の事故などを取り上げた。輸入監視において放射性物質の基準を超過していたのは緑茶 2 バッチのみで、他は全て不検出または極めて低い結果であり (10 ベクレル/kg 以下)、良好であった。海域 61 由来の水産物についても検査を継続しているが、放射性物質汚染は確認されていない。これらの結果は公衆衛生保護が極めて高いレベルで維持されていること、RASFF が効果的ツールであることを示している。

また、RASFF の新規 IT プラットフォームとして「iRASFF」を開発した。これまでの RASFF システムでは、加盟国がテンプレートに従って記入したものを e-mail で EC へ送付しデータベースに登録されるという手法であったが、「iRASFF」は加盟国が直接データベースへ登録することができる。現在はいくつかの参加国による試行段階であり、現行のシステムと「iRASFF」を併用している。

---

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

[http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa\\_locale-1178620753812\\_home.htm](http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm)

## 1. EFSA は新興リスク特定プロセスを評価する

EFSA evaluates its process for the identification of emerging risks

31 July 2012

[http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/120731.htm?utm\\_source=newsletter&utm\\_medium=email&utm\\_content=hl&utm\\_campaign=20120731&emt=1](http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/120731.htm?utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_content=hl&utm_campaign=20120731&emt=1)

EFSA は新興リスク特定分野の 2 番目の定期報告書を発表した。本報告では、食品及び飼料の安全性分野における新興リスク特定のための情報及びデータの収集・解析方法について調査した 2010～2012 年パイロット期間の知見を扱っている。この作業の目的は、消費者保護を強化するための予防政策についてリスク管理者を支援することである。報告書には、EFSA がこの専門分野で実施した作業の概要、今後の発展のための貴重な教訓及び提言が記されている。

### \* (報告書) 新興リスク特定プロセスを導く：教訓と次のステップ

Piloting a process for Emerging Risks Identification: Lessons learnt and next steps

Published: 31 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/310e.htm>

EFSA の新興リスク (EMRISK) ユニットは、新興リスク特定 (ERI) 能力を確立するために EFSA の活動を調整する役割を担ってきた。2010 年 2 月～2012 年 5 月に ERI のための作業を試行し、さらに発展させた。本作業には次の 5 つが含まれている。(1) ERI のための作業工程の実施、(2) 選択された情報源の評価、(3) 関連情報の収集及び選別のための手法の確立及び試行、(4) 情報共有のための知識ネットワークの強化、(5) 方本論的枠組みのさらなる発展である。

(1) では、主に RASFF 及び科学文献などの情報を用いて 2,200 以上の問題について専門家による評価を行い、フォローアップが開始されているものとして個別問題が特定された。例えば、4 件の委託プロジェクト (例：穀物のアフラトキシンと気候変動の関連研究、若者のエネルギードリンクの摂取データ調査、化学物質の複合残留への暴露リスク評価のアプローチ等)、3 件の内部での特別調査 (例：蜂及び蜂コロニーの衰態、ハザード評価の新興手法等)、新興リスクとしての貿易量及び食品価格の変動に関する 2 件の報告である。これらの個別問題が確かに新興リスクに該当するのか決定するために、フォローアップの情報が検討された。(2) では、パイロット期間中、5 つの情報源の有用性が評価された。RASFF、メディア、科学文献、貿易及び価格データなどである。(3) では、データ収集のワーキンググループが、データ源の特定、評価、優先順位付けなどの手順を提案した。有用な情報源を特定するためには、まず対象となる問題/トピックを明確にすることが必要であると確認された。また、データ収集をハーモナイズ及び標準化し、情報交換を容易にするために、ブリーフィングノートのテンプレート及び EMRISK モニタリングデータベースを開発した。(4) では、効果的なネットワークが、経験、方法、データ及び新興リスクの評価の情報を交換するために不可欠なものであると特定された。この目的のために、新興

リスク交換ネットワーク (Emerging Risks Exchange Network : EREN) 及び新興リスクに関するステークホルダー諮問委員会 (Stakeholder Consultative Group on Emerging Risks : StaCG-ER) が開設された。(5) では、方法論に関するワーキンググループが EFSA で開発された手順の有効性を評価し、簡素化された枠組みの提案及び改良のための提言を行った。

次の段階としては、ERI に関する EFSA の活動を支援するための科学委員会のワーキンググループの設立、加盟国間のネットワークとステークホルダー諮問委員会との連携強化、改訂された方法論的枠組みの調整、特定された問題に関するプロジェクトの完了などが課題である。

## 2. ビタミン D の耐容上限摂取量についての科学的意見

Scientific Opinion on the Tolerable Upper Intake Level of vitamin D

EFSA Journal 2012;10(7):2813 [45 pp.] 27 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2813.htm>

ビタミン D の耐容上限摂取量 (UL) について、妊婦及び授乳婦を含む成人、子ども及び若者の値が改訂された。成人については高カルシウム血症を有害指標として選択し、ヒト試験から無毒性量 (NOAEL) を 250  $\mu\text{g}/\text{日}$  とした。これらの試験結果と不確実性を考慮し、妊婦及び授乳婦を含む成人についての UL は 100  $\mu\text{g}/\text{日}$ 、11~17 才については 100  $\mu\text{g}/\text{日}$ 、1~10 才については身体の高さを考慮して 50  $\mu\text{g}/\text{日}$ 、乳児は 25  $\mu\text{g}/\text{日}$  とした。欧州 14 ヶ国におけるビタミン D 摂取データによると、高摂取群でも改訂された UL を下回る結果であった。

## 3. カルシウムの耐容上限摂取量についての科学的意見

Scientific Opinion on the Tolerable Upper Intake Level of calcium

EFSA Journal 2012;10(7):2814 [44 pp.] 27 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2814.htm>

カルシウムの耐容上限摂取量 (UL) について、SCF (Scientific Committee for Food) が 2003 年に設定した妊婦及び授乳婦を含む成人の 2,500 mg/日を改訂する必要性を示す新しいデータはない。乳児、子ども及び若者の UL を設定できるようにするための有用な新しいデータもない。欧州人のデータによると、成人男性の高摂取群で UL に近い可能性が示された。入手できるデータからは、乳児、子ども及び若者の UL を設定することはできないが、現在最も多くカルシウムを摂取しているこれらの年齢集団でリスクは同定されていない。

## 4. エイコサペンタエン酸 (EPA)、ドコサヘキサエン酸 (DHA)、ドコサペンタエン酸 (DPA) の耐容上限摂取量についての科学的意見

Scientific Opinion on the Tolerable Upper Intake Level of eicosapentaenoic acid (EPA), docosahexaenoic acid (DHA) and docosapentaenoic acid (DPA)

EFSA Journal 2012;10(7):2815 [48 pp.] 27 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2815.htm>

入手できるデータから n-3 長鎖多価不飽和脂肪酸の単独または複合摂取について耐容上限摂取量 (UL) は設定できないが、観察されている摂取量で有害影響との関連は見られていない。心血管系リスクについての検討に基づき、欧州成人に勧められている食事からの摂取量は 250~500 mg/日である。追加の摂取として、ドコサヘキサエン酸 (DHA) のみで約 1 g/日までは一般人に対して安全上の懸念とはならない。

## 5. 食事リスク評価のための農薬代謝物の毒性学的意味の評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on Evaluation of the Toxicological Relevance of Pesticide Metabolites for Dietary Risk Assessment

EFSA Journal 2012;10(7):2799 [187 pp.] 26 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2799.htm>

EFSA の PPR パネル (植物衛生、農薬及び残留に関する科学パネル) は、食事リスク評価において農薬の代謝物及び分解産物の毒性学的意味を評価するためのアプローチについて意見を求められ、可能であれば試験動物の利用を最小化する必要性が強調された。本意見では、毒性学的懸念の閾値 (TTC) が適切なスクリーニング手法であるとされた。TTC を当てはめるにあたり 3 つの重要なステップがある。1) 代謝物の量の推定、2) 遺伝毒性アラートの同定、3) 神経毒性代謝物の検出である。

急性暴露の暫定 TTC 値は、EFSA の農薬データセットの急性参照用量 (ARfD) の算出に使用された無毒性量 (NOAEL) の下限 (5 パーセントイル値) の分析に基づき設定された。農薬代謝物の慢性及び急性リスク評価のための評価手法としては、TTC を使用したアプローチ、さらに (定量的) 構造活性相関 ((Q)SAR) 及び read-across (既存データ等に基づいて類推する) と組み合わせるアプローチが提案された。本意見では、立体異性体をもつ代謝物のリスク評価では異性体比の変化を考慮すべきとしている。アプローチを利用する準備はできているが、代謝物の毒性学的関連性について確固たる結論を導くためには、さらなる試験が必要であると予測される。しかしながら、これらのアプローチを使用することにより、代謝物について今後試験が必要なのか優先順位がつけられるとしている。EFSA は、今回の意見をもとにガイダンス文書を作成する予定である。

## 6. 新しい暴露評価方法論を採用することによるブチルヒドロキシアニソールの暴露の安全性評価についての声明

Statement on the safety assessment of the exposure to butylated hydroxyanisole E 320 (BHA) by applying a new exposure assessment methodology

EFSA Journal 2012;10(7):2759 [16 pp.] 24 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2759.htm>

EFSA の ANS パネル (食品添加物及び食品に添加される栄養源に関する科学パネル) は、

EFSA の包括的食品摂取量データベースを用いた新しい暴露評価方法の採用と、食品と接触する物質からの暴露を考慮し、ブチルヒドロキシアニソール (BHA) の暴露評価を改訂した。パネルは、新しい暴露量推定に基づいた食品添加物としての BHA 摂取量は平均で ADI (1mg/kg 体重/日) を超過せず、成人の高暴露群でも (1ヶ国を除き) ADI を超過しなかったと結論した。また、食品添加物としての使用と食品と接触する物質からの合計は平均及び高暴露群で ADI 1mg/kg 体重/日を超えなかった。

## 7. アスパルテーム : EFSA は追加のデータ募集を開始

Aspartame: EFSA launches additional call for data

26 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/120726.htm>

EFSA は、2020 年完了予定とされたアスパルテームの完全レビューを 2012 年までに前倒しするよう、2011 年 5 月に欧州委員会から要請された。これを受けて科学的審議を行っていたが、その中でアスパルテームを含む食品や飲料を特定の条件下で保存するとできる可能性のある 5-ベンジル-3,6-ジオキソ-2-ピペラジン酢酸(DKP)やその他の分解産物についてのデータが非常に乏しいことが確認された。そこで追加のデータを求める。

本件のデータ募集及びパブリックコメント期間を考慮すると、ANS パネルは先に発表した 2012 年 9 月末までにこの仕事を終わらせるのはできないだろう。

## 8. 飼料添加物関連

・ 離乳子豚、ブタ肥育用、産卵鶏、鶏肥育用飲料水の飼料添加物としての **Bactocell** (*Pediococcus acidilactici*)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Bactocell (*Pediococcus acidilactici*) as a feed additive for use in water for drinking for weaned piglets, pigs for fattening, laying hens and chickens for fattening

EFSA Journal 2012;10(7):2776 [1 pp.] 24 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2776.htm>

本製品は餌用としては既に認可されている。飲料水への使用量は認可されている飼料中の半分量であり、家畜による飲水量が飼料摂取量の概ね 2~3 倍であることから、投与量としてはほぼ同程度となる。飼料での安全性及び有効性に関する評価結果を飲料水用にも適用できると結論された。

・ 全ての動物種用の香料としてのベンジルアルコール、アルデヒド、酸、エステル、アセタール (化学グループ 23) の安全性と有効性についての科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of benzyl alcohols, aldehydes, acids, esters and acetals (chemical group 23) when used as flavourings for all animal species

EFSA Journal 2012;10(7):2785 [30 pp.] 24 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2785.htm>

いくつかの化合物についてはデータが不足しており、最終的な消費者への暴露を評価することは不可能である。対象の動物種に対して安全な濃度で使用すれば環境へのリスクはない。全ての化合物が食品香料として使用されており、有効性についてはさらなる証明は必要ない。

・ 乳牛の飼料添加物としての **Ronozyme RumiStar** (アルファアミラーゼ)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Ronozyme RumiStar (alpha-amylase) as a feed additive for dairy cows

EFSA Journal 2012;10(7):2777 [14 pp.] 24 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2777.htm>

遺伝子組換え *Bacillus licheniformis* 系統の生産する酵素からなる飼料添加物であり、最終製品には培養可能な生産菌及び組換え DNA は存在しない。消費者への安全上の懸念はないが、有効性については結論できないと結論された。

・ 全種用飼料添加物としてのセレンに富む酵母 *Saccharomyces cerevisiae* NCYC R646 の作り出す有機化合物としてのセレン(Selemax 1000/2000)の安全性と有効性についての科学的意見

Scientific Opinion on safety and efficacy of selenium in the form of organic compounds produced by the selenium-enriched yeast *Saccharomyces cerevisiae* NCYC R646 (Selemax 1000/2000) as feed additive for all

EFSA Journal 2012;10(7):2778 [17 pp.] 25 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2778.htm>

FEEDAP パネル (飼料添加物に関する科学パネル) はこれまでの意見同様、消費者の安全のために最大セレン含量は最終飼料中 0.2 mg/kg を超えるべきではないと結論する。Selemax はセレン源となる。Selemax は物理的パラメーターで測定した肉質を改善しない。

・ シチメンチョウ用飼料添加物としての **Feedlyve AXC** (エンド-1,4-ベータ-キシラナーゼ)の安全性と有効性についての科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Feedlyve AXC (endo-1,4-beta-xylanase) as a feed additive for turkeys

EFSA Journal 2012;10(7):2843 [13 pp.] 25 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2843.htm>

シチメンチョウの肥育用に推奨される最大容量で安全であり、繁殖用についても同様に安全である。シチメンチョウ用の飼料用添加物としての使用による消費者への懸念はない。活性成分はタンパク質であり、動物の消化により分解又は不活化されるため環境へのリス

クもない。シチメンチョウの肥育の有効性が、提出された試験結果で示されている。

- ・ 繁殖ブタ用飼料添加物としての **VevoVital® (安息香酸)** の安全性と有効性についての科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of VevoVital® (benzoic acid) as feed additive for pigs for reproduction

EFSA Journal 2012;10(7):2775 [11 pp.] 25 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2775.htm>

本製品は 99.9%安息香酸である。EU では、すでに子豚とブタ肥育用に認可されている。使用者及び環境への安全性評価を変更させるような新しい情報はなく、今回は対象動物への安全性及び有効性、添加物の特性及び消費者への安全性のみに焦点をあてた。消費者への安全性の懸念はないが、有効性として対象動物における尿中アンモニア排泄への影響は確認できなかった。

## 9. 食品と接触する物質関連

- ・ 食品と接触する物質に使われる **2-フェニル-3,3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)フタルイミジン**の安全性評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety evaluation of the substance,

2-phenyl-3,3-bis(4-hydroxyphenyl)phthalimidine, CAS No. 6607-41-6, for use in food contact materials

EFSA Journal 2012;10(7):2825 [9 pp.] 24 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2825.htm>

ポリカーボネートコポリマーのコモノマーとして使用され、溶出量が 0.05 mg/kg 食品を超過しない条件で使用された場合に、消費者への安全上の懸念はないと結論された。

- ・ 食品と接触する物質に使われる **1,3-ビス(イソシアナトメチル)ベンゼン**の安全性評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety evaluation of the substance,

1,3-bis(isocyanatomethyl)benzene, CAS No. 3634-83-1 for use in food contact materials

EFSA Journal 2012;10(7):2824 [9 pp.] 24 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2824.htm>

多層フィルムの中間層コーティングのコモノマーとして使用され、その加水分解産物である 1,3-ベンゼンジメタンアミンの溶出が 0.05 mg/kg 食品を超過しない条件で使用された場合に、消費者への安全上の懸念はないと結論された。

- ・ 食品と接触する物質のための **PET** リサイクリング工程：EFSA は初めての意見を採択  
PET recycling processes for food contact materials: EFSA adopts first opinions

2 August 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/120802.htm>

EFSA は、食品用に使用されるリサイクルプラスチック材（PET：ポリエチレンテレフタレート）について 3 件\*1-3 の最初の意見を採択した。全ての行程について、明確に定義され管理された状況下で実施される場合には安全性への懸念はないと考えられた。

EFSA が一連の評価を完了すると、欧州委員会が評価された工程を認可することになる。その後 EFSA が安全性を評価し、リスク管理者が認可した製造工程によって得られたリサイクル品のみが食品包装用に使用できるようになる。

**\*1 : VACUREMA Prime ®による使用済み PET を食品と接触する物質“Lux PET”、“Jayplas”、“PolyQuest” および“CIER”にリサイクルする技術の安全性評価**

Scientific Opinion on the safety evaluation of the following processes based on VACUREMA Prime ® technology used to recycle post-consumer PET into food contact materials “Lux PET”, “Jayplas”, “PolyQuest” and “CIER”

EFSA Journal 2012;10(8):2827 [18 pp.] 02 August 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2827.htm>

消費者が使用した PET ボトルは洗浄済み乾燥フレークとして VACUREMA Prime ® 技術により真空中で加熱されてペレットとして成形される。特定条件では未知の物質が食品に移行する量が 0.1 µg/kg 食品以下であることを確認し、消費者への安全上の懸念はないと結論した。

**\*2 : Starlinger IV+ ®による使用済み PET を食品と接触する物質“Preformia、STF、MPTS、PET to PET および Eco Plastic”にリサイクルする技術の安全性評価**

Scientific Opinion on the safety evaluation of the following processes based on Starlinger IV+ ® technology used to recycle post-consumer PET into food contact materials “Preformia, STF, MPTS, PET to PET and Eco Plastic”

EFSA Journal 2012;10(8):2828 [17 pp.] 02 August 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2828.htm>

**\*3 : 使用済み PET を食品と接触する物質にリサイクルするための“PETUK SSP”工程の安全性評価**

Scientific Opinion on the safety evaluation of the process “PETUK SSP” for production of recycled post-consumer PET for use in food contact materials

EFSA Journal 2012;10(8):2826 [16 pp.] 02 August 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2826.htm>

---

●英国 食品基準庁（FSA : Food Standards Agency）<http://www.food.gov.uk/>

## 1. FSA の最新研究発表

Latest research published by the FSA

Wednesday 1 August 2012

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2012/aug/research-july>

FSA は、2012 年 7 月に公表した研究要旨を提供した。

### ・一般の意識に関する半期追跡調査

最新結果によると、人々の最大の懸念事項は、外食時の食品衛生（38%）、食中毒（32%）及び食品添加物の使用（28%）であった。回答者の 84%は飲食店及び食品販売店の衛生基準を認識しており、その認識は主に施設の状態（69%）、店員の様子（54%）及び評判（41%）から得ていた。FSA についての質問では、回答者の 81%が FSA の存在を知っていた。そのうち 85%は FSA に食品の安全性確保の責任があることを知っており、64%は FSA を信頼していた。これらの結果は、前年と同様であった。

### ・その他

2009 年に北アイルランドで発行された自宅を出る学生向けの「食品サバイバルガイド (Survival Guide to Food)」について有用性評価の結果を公表した。他に、北アイルランドの栄養大賞計画の評価、健康的な食生活のメッセージの理解度に関する調査結果を公表した。

## 2. FSA は DMAA を摂取することに対して警告

FSA warns against consuming DMAA

Monday 6 August 2012

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2012/aug/dmaa>

FSA は、世界中で含有製品の摂取に関連する有害事象が報告されている DMAA（1,3-ジメチルアミルアミン）を含む製品を摂取しないよう警告する。

FSA は、DMAA を含む製品が運動前のスポーツサプリメント及びいわゆる脂肪燃焼サプリメントとして英国内で販売されていることを承知している。DMAA はヒトでの安全な摂取量が確立されていない興奮剤である。DMAA を含む製品は EU 各国を含む世界中で回収されている。DMAA は、高血圧、吐き気、脳出血、脳卒中、死亡との関連が報告されている。DMAA を含む製品は包装に以下の名前が表示されている可能性がある。

- ・ 1,3-ジメチルアミルアミン
- ・ DMAA
- ・ゼラニウム抽出物
- ・ゲラナミン（ジェラナミン）
- ・メチルヘキサナミン
- ・4-メチルヘキサン-2-アミン

## 3. ビタミン D に富むパン酵母について意見募集

Views wanted on vitamin D-rich baker's yeast

Monday 6 August 2012

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2012/aug/novel-food-yeast>

カナダの企業から新規食品成分としてビタミン D に富むパン酵母の申請があった。当該企業は、酵母を主にパン種及びフードサプリメントとしての使用を目的としている。酵母はビタミン D<sub>2</sub> を強化するため UV 処理される。本申請について、2012 年 8 月 16 日まで意見を募集する。

---

● 英国医薬品・医療製品規制庁 (MHRA : Medicines and Healthcare products Regulatory Agency) <http://www.mhra.gov.uk/>

1. **MHRA は人々に対し危険な可能性のあるスポーツサプリメントについて警告**

Press release: MHRA warns public of potentially-dangerous sports supplements

23 July 2012

<http://www.mhra.gov.uk/NewsCentre/Pressreleases/CON174842>

MHRA の一連の対策の一環として、オリンピックキャンペーンを実施している。MHRA は主要サプリメント販売業者に対し、レビューのための製品提供を要請した。エフェドリン、シネフリン、ヨヒンビンなどのハイリスク物質を含むものを集中的にレビューしている。

MHRA の調査では、ステロイド、興奮剤及びホルモン等を含む 84 の違法製品が確認され、製品の販売中止の警告が出されている。さらに、2 人の男性が重症黄疸及び肝障害で入院した Celtic Dragon と呼ばれる違法ステロイド製品への対策も行っている。

---

● 英国健康安全局 (HSE : Health and Safety Executive)

<http://www.hse.gov.uk/index.htm>

1. **食品や飼料に塩化ベンザルコニウム (BAC) が存在することについての EU ガイドライン採択**

Adoption of EU guidelines concerning the presence of benzalkonium chloride (BAC) in or on food and feed

27 July 2012

<http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/News/Collected-Updates/Information-Updates-2012/July/EU-guidelines-regarding-BAC>

殺菌剤としての使用によると考えられる MRL 0.01 mg/kg 超過事例が報告されている。これらの報告に基づき、EU 食品生産流通過程・家畜衛生常設委員会 (SCoFCAH) が BAC に関するガイドラインの発行に同意した。

本ガイドラインでは、植物由来及び動物由来の全ての食品及び飼料について、暫定 MRL として 0.5 mg/kg が示されている。これは現行 MRL を超過した製品の流通を可能にするものである。0.5 mg/kg は、毒性影響を評価し、全ての消費者グループに安全であると判断された。この暫定ガイドライン MRL は直ちに発効し、SCoFCAH によってさらなる決定がなされるまで有効である。

---

●アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland)

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. 警告 : 未承認新規食品成分を含む Hot Blood 食品サプリメント

Hot Blood Food Supplement Containing Unauthorised Novel Food Ingredients

Friday, 27 July 2012

[http://www.fsai.ie/news\\_centre/food\\_alerts/HotBlood.html](http://www.fsai.ie/news_centre/food_alerts/HotBlood.html)

(警告分類 1)

FSAI は、“Hot Blood” と呼ばれる食品サプリメントがアイルランドへ輸入されてオンライン上で購入可能であることを確認している。ドイツ当局が、当該製品について認可されていない新規食品成分クレアチン化合物 (リンゴ酸トリクレアチン、オロチン酸トリクレアチン) を含むことを報告している。これは、当該製品が欧州の法律に適合せず、成分の安全性評価がなされていないことを示している。

\* FSAI の警告分類

分類 1 (Category I: For Action) : 消費者へのリスクが特定でき、販売中止などの行動が必要になるもの。

分類 2 (Category II: For Information) : 食品安全に関連する情報提供であり、何かの行動は必要ないもの。

---

●米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. 警告文書 (2012 年 7 月 24 日、31 日公表分)

● Evol Nutrition Associates, Inc. 7/10/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm312672.htm>

男性の性機能増強などを目的にダイエタリーサプリメントとして販売されていた "Sandman Party Powder Euphoric Drink Mix", "Sleep Walker Euphoria Awareness Enhancer", "Spark 4D Happy Caps", "GHRelease," "Zan-X Extra Relaxation", "Red Dawn Liquid"及び"Mojo Nights"には、違法薬物（シルデナフィル、タダラフィル等）が含まれ違法である。

- The Maschhoffs, LLC 6/27/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm312623.htm>

ブタの筋肉及び腎臓から残留動物用医薬品ペニシリンが検出された。

- X-ROCK 3 Day Pill For Men と Z-ROCK : リコール表示されていない医薬品成分 X-ROCK 3 Day Pill For Men and Z-ROCK: Recall – Undeclared Drug Ingredient 07/24/2012

<http://www.fda.gov/Safety/MedWatch/SafetyInformation/SafetyAlertsforHumanMedicalProducts/ucm313177.htm>

FDA の検査により表示されていないシルデナフィルとヒドロキシチオホモシルデナフィルが検出され、違法である。

- United Nutrition Labs, Inc. 7/24/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm313468.htm>

ダイエタリーサプリメントについて CGMP 違反である

- H & L Jerch Sales, Inc. 7/19/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm313277.htm>

ダイエタリーサプリメントについて CGMP 違反である

- Ronald Andio, DBA Patron Farms, LLC 7/9/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm313462.htm>

ウマの筋肉及び腎臓などから残留動物用医薬品フェニルブタゾンが検出された。

## 2. 食中毒リスクの高い人向けガイド

New: Guides for People at Risk of Foodborne Illness

08/01/2012

<http://www.fda.gov/Food/ResourcesForYou/Consumers/SelectedHealthTopics/default.htm>

がん、移植、HIV/AIDS、妊娠、高齢、糖尿病など疾患別に、食品安全に関する 6 つの小冊子を作成した。

- ・ (がん) Food Safety for People with Cancer

<http://www.fda.gov/downloads/Food/ResourcesForYou/Consumers/SelectedHealthTopics/UCM312761.pdf>

- ・ (移植) Food Safety for Transplant Recipients

<http://www.fda.gov/downloads/Food/ResourcesForYou/Consumers/SelectedHealthTopics/UCM312761.pdf>

[ics/UCM312793.pdf](#)

- ・ (HIV/AIDS) Food Safety for People with HIV/AIDS

<http://www.fda.gov/downloads/Food/ResourcesForYou/Consumers/SelectedHealthTopics/UCM312762.pdf>

- ・ (妊娠) Food Safety for Pregnant Women

<http://www.fda.gov/downloads/Food/ResourcesForYou/Consumers/SelectedHealthTopics/UCM312787.pdf>

- ・ (高齢) Food Safety for Older Adults

<http://www.fda.gov/downloads/Food/ResourcesForYou/Consumers/SelectedHealthTopics/UCM312790.pdf>

- ・ (糖尿病) Food Safety for People with Diabetes

<http://www.fda.gov/downloads/Food/ResourcesForYou/Consumers/SelectedHealthTopics/UCM312796.pdf>

- 
- 米国環境保護庁 (EPA : Environmental Protection Agency) <http://www.epa.gov/>

#### 1. EPA は有害難燃性化学物質の代替品を同定

EPA Identifies Substitutes for Toxic Flame Retardant Chemical

Date: 07/30/2012

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/d0cf6618525a9efb85257359003fb69d/b0a157a1681d8da485257a4b0068a181!OpenDocument>

有害な難燃性化学物質として知られているデカブロモジフェニルエーテル (decaBDE) の代替品を探していた EPA は、代替品についての報告書案を発表した。これは、2013 年までに生産が中止される decaBDE の代替品 30 種の環境及びヒト健康ハザードについて包括的に評価したものである。decaBDE は電子機器、乗り物及び建築物に使用される一般的な難燃剤であるが、有害な発達影響をもつ可能性があり、環境に残留し、人及び動物の体内に蓄積する可能性もある。本報告書は、製造業者が decaBDE の代替品を特定するのを支援するものであり、EPA は製造業者とともに科学的あるいは非科学的な代替品の研究を継続する予定である。

\* 報告書案 : An Alternatives Assessment for the Flame-Retardant Decabromodiphenyl Ether (DecaBDE)

[http://www.epa.gov/dfepubs/projects/decaBDE/deca\\_fullreport.pdf](http://www.epa.gov/dfepubs/projects/decaBDE/deca_fullreport.pdf)

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. 茶、ソフトドリンク及びコーンシロップの検査結果では消費者に健康リスクはない

Testing of Tea, Soft Drinks and Corn Syrups Determines No Health Risk to Consumers  
August 2, 2012

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/news-releases/2012-08-02/eng/1343875233300/1343875266854>

CFIA は、乾燥茶の残留農薬、水銀及び他の重金属の検査結果、並びにソフトドリンク及びコーンシロップの水銀の検査結果を発表し、いずれも摂取が安全であると確認した。

2009～2010 年調査では、100 検体の乾燥茶について残留農薬 340 種以上及び 18 の金属について検査した。69%の乾燥茶から低濃度の残留農薬が検出されたが、消費者の健康リスクにはならない。32%から極微量の水銀が検出された。検出された水銀量は文献に報告されているものと同程度であり、消費者の健康上の懸念とはならない。

さらに 2010～2011 年に乾燥茶 193 検体について水銀濃度を追加調査した。2009～2010 年と同様に低濃度の水銀が検出されたが、消費者にとって安全であると考えられた。ヘルスカナダの調査では茶の摂取量は比較的少なく、食事からの水銀の総摂取量に対して飲料の寄与は極めて少ない。また 2010～2011 年調査ではソフトドリンク及びコーンシロップ 193 検体の水銀も調査した。ソフトドリンクの 94%、コーンシロップの 90%の水銀量は検出が出来ない程度であった。水銀が検出された検体の濃度は極めて低く、消費者の健康上の懸念とはならない。

これらの調査から健康上の懸念はなかったが 2011～2012 年も 3 回目の調査を行った。結果は、データ解析を終了した後に発表される予定である。

各報告書本文は、以下のサイトから申請すると送付される。

- ✓ 2009-2010 Pesticide Residues and Metals in Dried Tea

<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/microchem/resid/2009-2010/metalteae.shtml>

- ✓ 2010-2011 Mercury in Dried Tea, Soft Drinks and Corn Syrup

<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/microchem/resid/2010-2011/mercure.shtml>

---

● オーストラリア・ニュージーランド食品基準局  
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

## 1. 食品基準通知

Food Standards Notification Circular

27 July 2012

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/notificationcircularchurrent/notificationcircular5601.cfm>

新規申請

- ・ (Application A1075) 食品添加物の乳化剤としてのキラヤ (Quillaja) 抽出物：発泡剤としての用途も含む

申請取り下げ

- ・ (A1059) ペクチン由来オリゴ糖の専用使用

その他

- ・ 最大残留基準 (MRLs) の改正など

## 2. 包装された水に WHO の基準を適用する提案に意見募集

Application seeks WHO limits for packaged water

3 August 2012

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/mediacentre/mediareleases/mediareleases2012/3august2012applicati5589.cfm>

FSANZ は、ボトル入り飲料水について WHO のフッ素及びスチレン以外の化学物質についての飲料水基準を適用するとの申請について、2012 年 9 月 13 日までパブリックコメントを募集する。

---

## ● ニュージーランド一次産業省 (MPI : Ministry of Primary Industry)

<http://www.mpi.govt.nz/>

### 1. 輸入ワインの亜硫酸及び表示

Sulphites and Labelling of Imported Wine

July 2012

<http://foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/sulphites-labelling-imported-wine-summary.htm>

一次産業省 (MPI) は、輸入ワインについて、オーストラリア・ニュージーランド食品安全基準で定められた表示及び亜硫酸の規定への遵守評価のための調査を行った。亜硫酸は、保存料あるいは加工助剤の目的でワインに添加される場合があるが、亜硫酸に対しアレルギー症状を呈する人がいることからニュージーランドではワイン中に亜硫酸が 10 mg/L を超えて存在する場合には表示が必要とされている。

調査では小売店から輸入ワイン 236 検体を集め、そのうち 47%が赤ワイン、40%が白ワインであり、他に少数のデザートワイン及びスパークリングワインであった。原産国は、フランス (27%)、イタリア (17%)、スペイン (17%) 及び南アフリカ (16%) などであった。

亜硫酸については、全てが最大基準値を遵守していた。表示については、多くの違反が認められ、違反内容は以下のようなものであった。

- ・英語での販売業者表示がなかった。
- ・22 検体 (9%) のワインで亜硫酸の非表示、12 検体 (5%) のワインで亜硫酸が表示されているが英語でなかった。
- ・一本あたりの標準グラス数が表示されていなかった。
- ・必要なフォントの大きさより小さかった (<3mm)。

\* 報告書 : Sulphites and Labelling of Imported Wine

<http://foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/sulphites-labelling-imported-wine.pdf>

---

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

## 1. 20 食品が安全性検査に不合格

20 foods fail safety tests

July 31, 2012

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/07/20120731\\_153543.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/07/20120731_153543.shtml)

食品安全センターが6月に食品 9,700 検体を検査したところ、20 検体が不合格であった。

不合格だったのは、エンツァイのトリアゾホス、白菜のカドミウム、生鮮牛肉の二酸化硫黄 (生鮮、冷凍及び冷蔵肉には認められていない)、焼きグルーパー5 検体のテトロドトキシシン、グリーングルーパー1 検体及び淡水グルーパー3 検体のマラカイトグリーン、卵ロールの抗酸化剤ブチルヒドロキシトルエン (BHT) であり、他にハム、アイスクリーム、生鮮乳、サラダなどで微生物汚染が確認された。

## 2. 日本産オート麦からセシウムを検出

Caesium detected in Japanese oats

August 01, 2012

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/08/20120801\\_181244.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/08/20120801_181244.shtml)

小売店から最近あつめた、日本から輸入されたオート麦 1 検体から微量の放射能が検出された。当該製品の摂取による健康上の懸念はない。

北海道の日本食品製造合資会社が製造した日本食品プレミアムピュアオートミール

セシウム 137 がコーデックスガイドラインレベルを超えない量 (7 Bq/kg) 検出された。

[http://www.cfs.gov.hk/english/programme/programme\\_rafts/files/Nuclear\\_Event/Daily\\_Update\\_of\\_Japan\\_01\\_08\\_2012.pdf](http://www.cfs.gov.hk/english/programme/programme_rafts/files/Nuclear_Event/Daily_Update_of_Japan_01_08_2012.pdf)

### 3. 漢方薬について警告

Chinese medicine warning issued

August 03, 2012

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/08/20120803\\_152119.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/08/20120803_152119.shtml)

未登録漢方薬 Ginseng Plus – Capsules for Waist & Muscle Pain 「复方特级人参风湿丸」には、表示されていない西洋薬成分シプロヘプタジン及びデキサメタゾンが含まれている。79 才の女性が当該製品を使用し、腎機能不全で入院したと報告された。

---

#### ● その他

#### 食品安全関係情報（食品安全委員会）から

(食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。)

- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、殺菌剤亜リン酸カリウム(phosphonates de potassium)を有効成分とする製剤について意見書を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03620130475>
- フランス農業・水産省、殺虫剤クルーザ OSR(CRUISER OSR)の販売認可取消しを決定したと発表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03620140342>
- 台湾行政院衛生署食品藥物管理局、市場で販売されている魚介類中の残留動物用医薬品の検査結果を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03620210369>
- スペイン食品安全栄養庁(AESAN)、トウガラシ(Capsicum)類中のオクラトキシン(OTA)の最大基準値に関する情報を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03620500307>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、ビール醸造、でん粉製造、グルコースシロップ製造及び飲用アルコール工業用に、*Geobacillus stearothermophilus* の  $\alpha$ -アミラーゼをコードする遺伝子を有する遺伝子組換え *Bacillus licheniformis* 菌株由来の  $\alpha$ -アミラーゼを使用することの許可申請について意見書を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03620700475>
- 台湾行政院衛生署、「食品中の放射性降下物又は放射能汚染基準」の改正草案を公表、意見募集を開始

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03620840361>

- フランス衛生監視研究所(InVS)、旧精錬工場周囲の子供について鉛中毒症スクリーニングの妥当性の分析結果を公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03620980343>

- スペインのカタルーニャ州食品安全機関(ACSA)、ACSA ニュース 81 号を公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03621000373>

### **EurekAlert**

- ・ 母親のヨウ素過剰は新生児の先天性甲状腺機能低下症と関連

Study associates excess maternal iodine supplementation with congenital hypothyroidism in newborns

26-Jul-2012

[http://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2012-07/e-sae072612.php](http://www.eurekalert.org/pub_releases/2012-07/e-sae072612.php)

— *Journal of Pediatrics* に発表された症例シリーズ —

WHO は正常な胎児の甲状腺ホルモン産生及び認知神経系発達のために妊娠期の女性には 1 日 200~300  $\mu\text{g}$  のヨウ素摂取を推奨しているが、米国医学研究所 (IOM) が示した安全な上限量は 1,100  $\mu\text{g}$  である。

*Journal of Pediatrics* の症例シリーズに、妊娠中にヨウ素量 12.5 mg のサプリメントを摂取していた母親から生まれた先天性甲状腺機能低下症の 3 症例が報告されている。この摂取量は安全上限量の 11 倍以上である。ヨウ素は、胎盤や母乳を介して母親から乳児へ移行する。3 症例の乳児の血中ヨウ素濃度は、対照とした健康な乳児の約 10 倍であった。サプリメントの他に、海藻（昆布）などがヨウ素過剰摂取源になる。

以上

---

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室 0